

令和6年度（第2回） 新居浜市職員採用候補者登録試験案内

- ・郷土愛を持ち、**チャレンジ**精神旺盛な職員
- ・**コスト**意識を持ち、市民の視点でスピーディに行動できる職員
- ・プロ意識と熱意を持ち、時代に即応して変革（**チェンジ**）できる職員 を求めています。

受付期間	令和6年5月21日（火）10時00分～6月20日（木）23時59分 ※インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン）で申込みをしてください。
第1次試験	令和6年7月14日（日）

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

申込みできる試験区分はいずれか一つに限ります。なお、採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

試 験 区 分	採用予定人員	職 務 内 容	
一般事務A（上級） 一般事務B（上級）	7人程度	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。	
土木技術 （上級） （中級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。	
電気技術 （上級） （中級）	若干名		
建築技術 （有資格者 又は 職務経験者）	（上級） （中級）		若干名
	若干名		
機械技術 （上級） （中級）	若干名		
化学技術 （上級） （中級）	若干名		
消防士（上級）	若干名		消防業務に従事します。
消防士（上級・中級） 〔救急救命士〕	若干名	救急救命業務及び消防業務に従事します。	
消防士（上級・中級） 〔化学技術職〕	若干名	危険物・高圧ガスの許認可業務及び消防業務に従事します。	

保健師	(上級・中級)	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、保健師業務に従事します。
	(職務経験者)	若干名	
保育士・幼稚園教諭 (中級)		若干名	保育園等に勤務し、保育士業務に従事し、又は幼稚園に勤務し、幼児教育業務に従事します。
保育士(職務経験者)		若干名	保育園等に勤務し、保育士業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 全ての職種において男女は問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人も受験できます(ただし、消防士は除きます)。
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
(9 参考 地方公務員法抜粋を参照)
- (4) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	学 歴 等	年 齢
一般事務A(上級)	学校教育法による4年制大学(大学院)を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 <small>注1、注2、注5</small>	平成7年4月2日以降に生まれた者
一般事務B(上級)		
土木技術(上級)	学校教育法による4年制大学(大学院)において、試験区分に係る関係学科を専攻し卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 <small>注1</small>	平成7年4月2日以降に生まれた者
電気技術(上級)		
建築技術(上級)		
機械技術(上級)		
化学技術(上級)		
土木技術(中級)	学校教育法による高等専門学校、短期大学又は専修学校(専門学校) <small>注3</small> において、試験区分に係る関係学科を専攻し卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者(学校教育法による4年制大学(大学院)を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者を除く。)	平成7年4月2日以降に生まれた者
電気技術(中級)		
建築技術(中級)		
機械技術(中級)		
化学技術(中級)		
建築技術 (有資格者 又は 職務経験者)	建築士(一級又は二級)又は建築施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する者 または、建築関係の職務経験が直近6年中3年以上ある者(令和7年3月31日までに3年に達する場合を含む。) <small>注4</small>	昭和55年4月2日以降に生まれた者

試験区分	学 歴 等	年 齢
消防士（上級）	日本国籍を有し、①から④までの要件を満たす者 ①学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 ^{注1} ②視力が両眼で0.7以上（矯正含む。）で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上（矯正含む。）の者 ③聴力が左右正常である者 ④準中型免許取得者（車両総重量7.5tに限る。）又は令和7年度中に取得できる者	平成11年4月2日以降に生まれた者
消防士（上級・中級） 〔救急救命士〕	日本国籍を有し、消防士（上級）の②から④までの要件を満たす者で、救急救命士の免許を有する者又は令和7年3月31日までに免許を取得する見込みの者	平成11年4月2日以降に生まれた者
消防士（上級・中級） 〔化学技術職〕	日本国籍を有し、消防士（上級）の②から④までの要件を満たす者で、学校教育法による4年制大学（大学院）又は高等専門学校、短期大学又は専修学校（専門学校）において、化学関係学科を専攻し卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者	平成11年4月2日以降に生まれた者
保健師（上級・中級）	保健師の免許を有する者又は令和7年3月31日までに免許を取得する見込みの者	平成7年4月2日以降に生まれた者
保健師 （職務経験者）	保健師の免許を有する者で保健師又は看護師としての職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和7年3月31日までに3年に達する場合を含む。） ^{注4}	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた者
保育士・幼稚園教諭 （中級）	保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者又は令和7年3月31日までに保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得する見込みの者	平成7年4月2日以降に生まれた者
保育士 （職務経験者）	保育士資格を有する者で保育士としての職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和7年3月31日までに3年に達する場合を含む。） ^{注4}	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた者

注1 上級における大学卒業（卒業見込みを含む。）の者には、高等専門学校専攻科卒業（卒業見込みを含む。）かつ学士の学位取得（取得見込みを含む。）者を含みます。

注2 一般事務A（上級）と一般事務B（上級）は第1次試験の内容が異なります。第2次試験以降は、同じ試験区分とみなし試験を実施します。

注3 専修学校（専門学校）については、学校教育法による専修学校専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果を筆記試験等により認められることを卒業の要件とするものとします。

注4 職務経験について

- ① 職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員（正職員）としますが、正社員（正職員）以外の雇用形態であっても、一事業所において、おおむね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業している場合に限り、正社員（正職員）の職務経験とみなします。
- ② 複数の事業所にわたっている場合は、おおむね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業勤務していた期間を通算することができます。
- ③ 休業等（病気休暇、休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。
- ④ 最終試験合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます（証明書の取得が困難な場合は、申込み前に人事課まで御相談ください。証明書が取れない場合は採用されませんので注意してください。）。
- ⑤ 「直近6年」とは、平成31年4月1日から令和7年3月31日までです。

注5 一般事務A（上級）及び一般事務B（上級）の第1次試験の合否判定に際して、次の①から③のいずれかに該当する人を次のとおり加点します。（加点方法は※参照）

申込みの際に、「特記すべき事項」欄に記載のうえ、実績調査票及び実績・成果を収めたことを証明できる実績確認書類（新聞・雑誌等掲載記事、賞状、証明書等の写し）を提出してください。

- ① スポーツ、文化芸術、学術の実績、成果…高校在学時以降に全国大会以上のレベルの大会での出場が必要です。スポーツの全国大会とは、国体、インターカレッジ、インターハイ等、県・四国予選会等を経て、日本スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催する大会等とします。文化芸術・学術の全国大会とは、日本美術展覧会、全日本吹奏楽コンクール、全国高等学校総合文化祭等の全国規模の展覧会やコンクール等とします。
- ② 国際貢献…JICA（独立行政法人国際協力機構）、NPO法人等を通じた国際ボランティアなどの国際貢献活動に海外で従事した経験が、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に、通算2年以上あることとします（留学や研修期間を除く。）。
- ③ その他、分野を問わず、上記①②と同程度の経験等を有している人

※加点内容…一般事務(A)は、教養試験と専門試験の合計点、一般事務(B)は、事務能力試験と基礎能力試験の合計点に5点を加算します。（それぞれの試験の点数は、全国平均を50点として各個人の得点が受験した人たちに占める位置を表す標準偏差に基づく得点です。）

なお、加点対象となる事項はいずれか1つに限り、複数の事項が該当する場合でも、二重加点はありません。

(例) 一般事務(A)の場合 教養試験 45.0点、専門試験 52.0点、加点5点=102.0点

3 試験の方法

段階	内 容	
1次 試験	公務員として必要な一般知識・知能及び各試験区分に応じて必要な専門的知識について、筆記試験を行います。	
	(1) 筆記試験	各試験区分の試験科目、出題分野は、 別紙1 及び 別紙2 を参照してください。
	(2) 消防適正検査	消防士のみ実施
	(3) 自己アピール書	第2次試験以降の参考とするもので、第1次試験の結果には影響しません。
	(4) パーソナリティ検査	
2次 試験	第1次試験の合格者を対象に8月下旬ごろ実施の予定です。	
	(1) 作文試験	指定されたテーマによる作文作成
	(2) 口述試験	面接試験など 保育士・幼稚園教諭については、保育実践を含む
	(3) 体力テスト	消防士のみ実施

注 保育士・幼稚園教諭（中級）を受験しようとする方で、令和5年度新居浜市職員採用候補者登録試験において同試験区分の第1次試験に合格し、1日以上任期を定め令和6年4月1日から同年6月20日までの間に新居浜市会計年度任用職員（保育士）として任用され勤務した方は、筆記試験を免除します（該当する場合であっても試験の申込みを行ってください。また、パーソナリティ検査等は行います。）。

4 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和6年7月14日（日） 9時30分～16時30分 （試験区分によって開始・終了時間 が異なります。 別紙1 参照）	新居浜市 市民文化 センター （別館）	令和6年7月下旬に本庁舎及び 各支所掲示板に掲示するほか、受 験者全員に通知します。 また、新居浜市ホームページに も掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した方に通知します。		

※第1次試験の結果（本人の点数、順位、合格者の最低点）をお知らせすることができます。
希望される方は、エントリーフォームで選択してください。
ただし、第1次試験合格者は除きます。

5 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。この名簿の有効期間は、原則として令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。
- ただし、職務経験者の合格者（採用時に受験資格にある職務経験要件を満たす者に限る。）については、本人と協議のうえ、令和6年度途中での採用を予定しております。
- (2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていないものは、採用されません。

6 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上級（22歳）	196,200円 程度
中級（20歳）	179,100円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

7 問い合わせ先及び受験手続

新居浜市 総務部人事課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL：0897-65-1213 MAIL：jinji@city.niihama.lg.jp

月曜日から金曜日まで（祝日除く）、午前8時30分から午後5時15分まで

新居浜市 HP <https://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン）で申込みをしてください。

申込方法	詳細については、別紙3「新居浜市職員採用候補者登録試験申込方法」をご確認ください。
受付期間	令和6年5月21日（火）10時00分～6月20日（木）23時59分

8 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

9 参考（地方公務員法-抜粋）

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験者のみなさんへ

(注 意 事 項)

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
 - 2 試験当日は、試験会場への車の乗り入れは御遠慮ください。
 - 3 新居浜市市民文化センター（別館）は建物内全面禁煙になっておりますので、喫煙は建物外で行い、自分の責任において吸殻の後片付けをしてください。
 - 4 昼食は各自で準備してください。
- ※ 受験票は、印刷して必ず持参してください。
- ※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。
特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況にご注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。
- ※ 台風等の災害及び感染症の状況等により、やむを得ず試験日程等の変更をする場合は、新居浜市のホームページとマイページ（新居浜市職員採用候補者登録試験申込専用サイト）でお知らせします。